

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 12 月 6 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700242号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700026号

第1 結論

昭和50年4月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和52年6月まで

昭和54年10月頃に、A銀行B支店又は郵便局の本局若しくはC地区局で、昭和50年4月から昭和54年3月までの期間に係る国民年金保険料として5万円以上10万円以下の額を、義姉に一括納付してもらった。請求期間について国民年金保険料納付済み期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年10月頃に昭和50年4月から昭和54年3月までの4年分に係る国民年金保険料を義姉に一括納付してもらったと主張している。

しかしながら、義姉は既に亡くなっている、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について証言を得ることができない上、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していないと陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付について具体的な状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年10月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点は特例納付実施期間内であり、請求期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であるが、上記のとおり納付状況が不明である上、請求者は、昭和50年4月から昭和54年3月までの期間に係る国民年金保険料として5万円以上10万円以下の額を義姉に渡し納付してもらった旨主張しているところ、当該期間に係る国民年金の過年度及び特例納付保険料を昭和54年10月頃に納付するために必要な額は16万560円であることから、同額と請求者が義姉に納付してもらったと主張する額は相違している。

なお、請求者は、昭和50年4月から昭和54年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付するための現金は、郵便局(現在は、ゆうちょ銀行)又はA銀行に開設していた自身の口座から引き出し用意した旨主張しているが、ゆうちょ銀行D貯金事務センターは、出入金記録につ

いて回答可能な期間は過去 10 年分であり、昭和 54 年分の出入金記録については保管していない旨陳述している上、A 銀行は、システムデータの保存は平成元年 6 月分以降であることから、昭和 54 年分の出入金記録については該当がない旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。